

「四半期決算短信様式・作成要領」の修正箇所

平成 23 年 6 月 9 日付名証自規 G 第 13 号「新たな会計基準の適用等に伴う「四半期決算短信様式・作成要領」の見直しについて」の「別添 2」としてご案内いたしました「四半期決算短信様式・作成要領」について、下記のとおり一部内容の修正を行いました（修正箇所には下線を付しています。）。

上場会社の皆様におかれましては、四半期決算短信の作成にあたっては、上場会社通信に掲載しております「適時開示様式例」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

修正後	修正前	備 考
（四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意） その他（会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示） - 当四半期連結累計期間における四半期連結財規第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に規定する会計方針の変更、四半期連結財規第 10 条の 4 に規定する会計上の見積りの変更及び四半期連結財規第 10 条の 6 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 - 四半期連結財規第 10 条の 5 に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	（四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意） その他（会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示） - 当四半期連結累計期間における四半期連結財規第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に規定する会計方針の変更、四半期連結財規第 10 条の 4 に規定する会計上の見積りの変更及び四半期連結財規第 10 条の 6 に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 - 四半期連結財規第 10 条の 5 に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を、<u>いずれも</u>「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	※四半期連結財規第 10 条の 5 に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）における「会計方針の変更」について、その内容に応じて「② ①以外の会計方針の変更」を選択できるよう、見直しを行うものです。 ※【第 2 号様式】【第 5 号様式】【第 6 号様式】についても同様に見直します。

修正後	修正前	備 考
(四半期決算短信 (サマリー情報) の記載上の注意) 発行済株式数 - 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数 (自己株式を含む。) 及び期末自己株式数を記載してください。 - 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数 (1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数) を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※株式分割を行った場合等には、前連結会計年度末及び前年同四半期連結累計期間に係る株式数は、前事業年度の期首に株式分割等が行われたと仮定して数値を算定し、記載したうえで、欄外に株式分割等を行った旨を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	(四半期決算短信 (サマリー情報) の記載上の注意) 発行済株式数 - 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数 (自己株式を含む。) 及び期末自己株式数を記載してください。 - 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数 (1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数) を記載してください。 ※株式数は 1 株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。	※発行済株式数は 1 株当たり指標の算定の基礎となる情報を示すものであることから、株式分割を行った場合等における前連結会計年度末及び前年同四半期連結累計期間に係る株式数について、その内容を遡及して算定し、記載する取扱いに見直すものです。 ※【第 1 号様式】以外の様式についても同様に見直します。
●決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたっての Q & A (削除)	●決算短信・四半期決算短信の作成、開示にあたっての Q & A ＜決算短信・四半期決算短信共通の事項＞ ○ 1 株当たり指標の計算及び記載方法 □ 株式分割を行う場合等の 1 株当たり指標 Q . 株式分割を行う場合等において、どのように 1 株当たり指標を算定すればよいですか。 A . 株式分割等を行った場合、前期数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。 なお、業績予想における 1 株当たり指標については、株式分割等を行うことを予定している場合、利益分母の期中平均株式数を算定するにあたり、可能な範囲で当該株式分割等による株式数の増減を反映させて算定してください。 また、その場合、その旨及び期中平均株式数の算定上の根	※株式分割を行う場合等の 1 株当たり指標の取扱いについて、四半期決算短信では前事業年度の期首に株式分割等が行われたと仮定して 1 株当たり指標を算定し、数値を記載することとしているため、現在の「決算短信・四半期決算短信共通の事項」における記載を、「決算短信に関する事項」と「四半期決算短信に関する事項」に区分したうえで、それぞれの取扱いを掲載するものです。

修正後	修正前	備 考
	<u>拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に記載してください。</u>	
＜決算短信に関する事項＞ ○ サマリー情報全般 ☐ 株式分割を行う場合等の 1 株当たり指標 Q . 株式分割を行う場合等において、どのように 1 株当たり指標を算定すればよいですか。 A . 株式分割等を行った場合、前期数値をそのまま記載し、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。 <u>なお、業績予想における 1 株当たり指標については、株式分割等を行うことを予定している場合、利益分母の期中平均株式数を算定するにあたり、可能な範囲で当該株式分割等による株式数の増減を反映させて算定してください。</u> <u>また、その場合、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に記載してください。</u>	(新設)	
＜四半期決算短信に関する事項＞ ○ サマリー情報全般 ☐ 株式分割を行う場合等の 1 株当たり指標 Q . 株式分割を行う場合等において、どのように 1 株当たり指標を算定すればよいですか。 A . 株式分割等を行った場合の前期数値については、前事業年度の期首に株式分割等が行われたと仮定して 1 株当たり指標を算定し、数値を記載したうえで、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に株式分割等を行った旨を記載してください。 <u>なお、業績予想における 1 株当たり指標については、株式分割等を行うことを予定している場合、利益分母の期中平均株式数を算定するにあたり、可能な範囲で当該株式分</u>	(新設)	

修正後	修正前	備 考
<u>割等による株式数の増減を反映させて算定してください。</u> <u>また、その場合、その旨及び期中平均株式数の算定上の根拠を「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」に記載してください。</u>		

以 上